

平成 25 年度第 2 回建築審査会 議事録

1 日 時 平成 25 年 10 月 25 日（金）午後 1 時 30 分開会

2 場 所 長野県庁西庁舎 303 号会議室

3 出席者

【委員】 原山委員、関委員、三浦委員、吉田委員、井原委員、井沢委員

【事務局（特定行政庁）】

山田建築指導課長、塩入課長補佐兼指導審査係長、三宅主任、宮尾技師

4 審議内容

(1) 審査請求に関する審議

番号	審査請求事件名	審査請求年月日	請求内容	裁決等の状況
1	平成 25 年度 第 1 号事件 (諏訪市)	平成 25 年 7 月 3 日	法 6 条 1 項の規定による 建築確認処分の取消し	平成 25 年 10 月 25 日 裁決（却下）
2	平成 25 年度 第 2 号事件 (飯田市)	平成 25 年 5 月 29 日	法 6 条 1 項の規定による 建築確認処分の取消し	平成 25 年 10 月 25 日 裁決（却下）

(2) 同意案件に関する審議（議案第 1 号）

認定外道路に接する敷地における事務所の増築について（諏訪市）

ア 概 要 法第 43 条第 1 項ただし書きの許可

（建築基準法第 43 条第 1 項ただし書の許可の説明）

第 43 条 建築物の敷地は、道路に 2 メートル以上接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものについては、この限りでない。

イ 審議の結果 同意

ウ 審議の概要

委 員	将来は前面の認定外道路まで都市計画道路になるということですか。今は土地の所有権や管理は誰がやっているのですか。
特定行政庁	建物の敷地はわかりませんが、認定外道路までが道路に含まれることになっています。現在は諏訪市が所有者となっています。
委 員	今まで道路に出入りしていた状況は変わらないのですか。

特定行政庁	道路に出入りができなくなならないような道路計画をすると、諏訪市から説明いただいています。 また、現在も事業化されていないので、現状から変わるような見込みは今のところされていません。
委員	駐車場が足りなくなって、認定外道路に停めるようなことはないですか。
特定行政庁	そういった利用はないと聞いています。台数等につきましても、現在お勤めの方の状況等から足りるという判断をしています。
委員	バルコニーが 1m あるので、敷地境界から 2m しかない。もう少し離して横の物置と同一とするくらいはできないのですか。
特定行政庁	審査会からいただいた意見として申請者に伝えさせていただきます。
委員	隣の建物の横から出入りする道路があるように見えますが、そこから出入りする車と、社屋からの車とが交錯すると思いますが、今まで事故等はないですか。
特定行政庁	住宅が数件あるのみで、この道路から出入りする車は非常に限られている状況です。それほど交錯するような状況ではありませんでした。
委員	認定外道路は、市道認定されるようなことはないのですか。
特定行政庁	現時点で想定されていませんので、43 条許可で対応することとしています。
議長	議案第 1 号については、同意することに決定します。

(3) 包括同意案件に関する審議（議案第 2 号）

建築基準法第 43 条ただし書の規定により建築基準法の道路に接しない敷地への建築物の建築に関する許可に係る同意の事後報告

ア 概要 法第 43 条第 1 項ただし書きの許可

（建築基準法第 43 条第 1 項ただし書の許可の説明）

第 43 条 建築物の敷地は、道路に 2メートル以上接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものについては、この限りでない。

イ 審議の結果 同意

ウ 審議の概要 質疑なし